

## 大卒程度 公務員試験準拠テキスト 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。(赤字は新規判明分)

### 【⑧民法】

|      | 〈誤〉                                                                                               |   | 〈正〉                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------|
| p.54 | 「4 代理権の消滅事由」の本文下から2行目<br><u>本人が後見開始の審判を受けても、代理権は消滅しません。</u>                                       | → | (削除)                                      |
| p.69 | 「2 時効の遡及効」の図中<br><u>C放火</u><br><u>2014・10・10</u>                                                  | → | (削除)                                      |
| p.71 | 「放棄の相対効」の図中の矢印<br>Cは援用                                                                            | → | Cが援用                                      |
| p.73 | 「(6)承認による時効の更新」の5行目<br>…被保佐人や補助人は…                                                                | → | …被保佐人や <u>被</u> 補助人は…                     |
| p.74 | 6行目文頭および8行目文頭<br>取得時効の…                                                                           | → | <u>所有権</u> の取得時効の…                        |
| p.78 | No.16の解説を以下に差し替えてください。<br><br>16. × 不確定期限付債権の消滅時効における客観的起算点是不確定期限の到来時であり、主観的起算点是不確定期限の到来を知った時である。 |   |                                           |
| p.88 | 「(2)契約の解除」の5行目<br>… <u>対抗</u> 要件としての…                                                             | → | … <u>権利保護</u> 要件としての…                     |
| p.90 | 「Hi,Check! 登記と物権変動まとめ」の表中、法律行為「取消し」の「取消前の第三者」の結論の欄<br><u>詐欺の場合は、善意の第三者を保護(96条3項)</u>              | → | <u>錯誤</u> 、詐欺の場合は、善意 <u>かつ無過失</u> の第三者を保護 |
| p.90 | 下から1行目<br>… <u>原則として</u> すべて177条…                                                                 | → | …すべて177条…                                 |

p.111 19～20行目

…持分価格の過半数(共有者総数の過半数ではない)による決定で行うことができます(252条1項)。

→

…持分価格の過半数(共有者総数の過半数ではない)による決定で行うことができます(252条1項)。例えば、共有物の賃貸の解除は管理行為なので、持分価格の過半数で決定できます。ただし、保存行為(共有物の現状を維持・保存する行為)は、各共有者が単独で行えます(252条5項)。

p.111 下から7～9行目

…短期の賃借権等を設定することができます(252条4項)。例えば、共有物の賃貸の解除は管理行為なので、持分価格の過半数で決定できます。ただし、保存行為(共有物の現状を維持・保存する行為)は、各共有者が単独で行えます(252条5項)。

→

…短期の賃借権等を設定することができます(252条4項)。

p.112 13行目

…958条の3を…

→

…958条の2を…

p.112 下から4行目

958条の3

→

958条の2

p.112 下から1行目

…第958条の期間…

→

…第952条第2項の期間…

p.115 8行目

(1) 権限(264条の3, 264条の10)

→

(1) 権限(264条の3)

p.115 12行目

(2) 義務(264条の5, 264条の11)

→

(2) 義務(264条の5)

p.117 No.11の解説を以下に差し替えてください。

11. ○ 255条。なお、判例は、共有者の1人が死亡し、相続人の不存在が確定し、相続債権者や受遺者に対する清算手続が終了したときは、その持分は、民法958条の3(現民法958条の2)に基づく特別縁故者に対する財産分与の対象となり、当該財産分与がされないときに、同法255条により他の共有者に帰属するとしている(最判H元.11.24)。

p.119 下から1行目 ～ p.120 1行目

これらは地役権の頻出論点です。

→

(削除)

p.133 「Hi, Check! 動産質と不動産質の違い」の表中、権利質の成立要件の欄

…規定を準用する(520条の3)。

→

…規定を準用する(520条の3, 520条の7)。

p.148 14行目

…登記した賃貸借は、その賃貸借の登記前に登記した…

→

…登記をした賃貸借は、その賃貸借の登記前に登記をした…

- p.180 「Hi,Check! 債権者代位権と詐害行為取消権の比較」の表中の要件  
時効 → 行使期間
- p.203 「(3)履行引受」まとめの表中 債権者・引受人の免責的債務引受の欄  
○ 債務者の意思に反しても可能 → △ 効力発生には債権者から債務者への通知が必要
- p.232 「Hi, Check! 手付による契約の解除・手付の推定」の欄の2行目  
当事者の一方が履行するまで, → 相手方が契約の履行に着手するまで,
- p.248 1行目  
2 転貸・貸借権の譲渡 → 2 転貸・賃借権の譲渡
- p.258 「遺贈と死因贈与の差異」の表中, 死因贈与の能力の欄  
20歳以上 → 18歳以上
- p.260 「Hi, Check! 目的物が仕事完成前に滅失・損傷した場合」の表中, 「請負人の責めに帰すべき事由」および「両当事者の責めに帰すべき事由でないとき」の履行不能の欄  
報酬請求権○ → 報酬請求権×(ただし, 割合報酬請求可能な場合あり)
- p.264 3行目  
…寄託者および受寄者はいつでも… → …受寄者はいつでも…
- p.304 「(4)二重の推定が及ぶ嫡出子」表中の二重の推定が及ぶ嫡出子の欄  
父を定める訴え → 父を定めることを目的とする訴え
- p.325 6行目および8行目  
958条の3 → 958条の2

2025年3月28日  
東京アカデミー編集部  
(ティーエーネットワーク)